

ゴミだけど ぶんべつすれば しげんゴミ

平成28年度ポスター・標語コンテスト作品
(小学生の部) 渋谷 怜央さん



清掃だより
125

平成29年3月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
☎042-551-1731

平成29年度ごみ・リサイクルカレンダーを配布します

3月17日(金)から、各家庭にごみ・リサイクルカレンダーを配布します。1週間以上経っても届かない場合や、二世帯同居などで2部必要な方は、環境課ごみ対策係(☎551-1731)までご連絡をお願いします。

また、共同住宅用カレンダー、英語版カレンダー、6か国語対応ごみと資源の分け方・出し方(英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語)は窓口にご用意してあります。

必要な方は、環境課ごみ対策係(市役所第二棟1階11番窓口)までお越しください。



平成29年度版ごみ・リサイクルカレンダー
(東地区)



平成29年度版ごみ・リサイクルカレンダー
共同住宅用(東地区)



平成29年度版ごみ・リサイクルカレンダー
英語版(東地区)



6か国語対応ごみと資源の分け方・出し方
(英語・韓国語・中国語)

福生市ごみ・資源分別一覧をご活用ください

出し方が分からないごみ・資源は、「福生市ごみ・資源分別一覧」で確認することができます。必要な方は、環境課ごみ対策係までお越しください。

分別一覧は福生市ホームページでもPDF版を掲載しています。

また、英語版の分別一覧も掲載しています。

是非、ご活用ください。

検索しても出てこない場合や、商品名がわからない場合はごみ対策係までご連絡ください。

ホームページ
検索方法

福生市ホームページ⇒くらしの情報⇒ごみ・リサイクル
⇒ごみの出し方・カレンダー⇒ごみ・資源分別一覧



減免世帯に指定収集袋を交付します

次の世帯に対し、平成29年度のごみの指定収集袋を交付します。該当する場合は申請してください。

交付日時

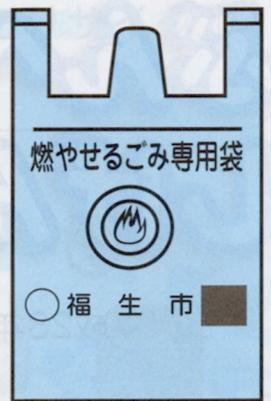
平成29年4月3日～平成30年3月30日の月曜～金曜日、
午前8時30分～午後5時15分〔祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く〕
※水曜日午後5時15分以降および土曜日は交付できませんので、ご注意ください。

交付場所

指定収集袋交付特別窓口(市役所第二棟(郵便局側)入口 1階)または、
環境課ごみ対策係(市役所第二棟(郵便局側)入口 1階 11番窓口)

該当要件

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当受給者(児童手当ではありません)
- ③特別児童扶養手当受給者
- ④遺族基礎年金受給者(条件があります。ご不明な場合は、ごみ対策係へお問い合わせください)
- ⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑧市長が特別な理由があると認めた場合



申請に必要なもの

■証書等

①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳⑦精神障害者保健福祉手帳

■印鑑

※⑤、⑥、⑦のいずれかに該当する場合は、世帯全員の市民税が非課税であることを確認するため、場合によっては申請当日に交付できないことがあります。

交付世帯人数

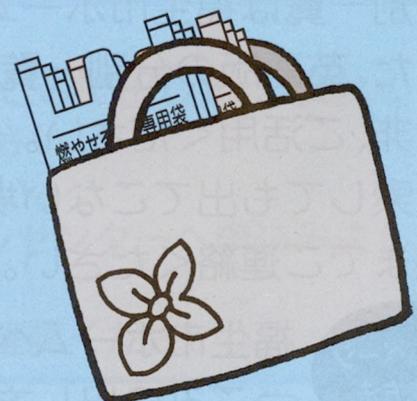
- ①の方 本人および証明書に記載されている人数分
 - ②の方 該当の子(18歳到達年度の末日(3月31日)までの子)と親
 - ③の方 該当の子(20歳未満の子)と親
 - ④の方 該当の配偶者と子
 - ⑤、⑥、⑦の方 該当の本人と同一世帯の親、または配偶者
- ※ただし、親と配偶者が共に同一世帯の場合は、配偶者を優先

交付枚数

交付枚数は交付世帯人数ごとに決められています。交付枚数は1年分です。
4月中に申請していただいた場合は1年分を交付しますが、年度の途中で申請した場合は月割りで交付しますので、あらかじめご了承ください。

- 【1人】** 燃やせるごみの袋(水色)(小)100枚
燃やせないごみの袋(黄色)(小)20枚
- 【2人】** 燃やせるごみの袋(水色)(中)100枚
燃やせないごみの袋(黄色)(中)20枚
- 【3人以上】** 2人分の枚数に、人数が1人増えるごとに、
燃やせるごみの袋(水色)(中)50枚
燃やせないごみの袋(黄色)(中)10枚
を加算して交付します。
例：3人 燃やせるごみの袋(水色)(中)150枚
燃やせないごみの袋(黄色)(中)30枚

交付された指定収集袋をお持ち帰りいただくための袋は、各自でご用意くださいますようご協力をお願いします。



資源物の持ち去りは禁止です

皆様のご家庭や事業所から出された資源物（新聞、雑誌・雑紙、古着・古繊維、ダンボール、ビン、カン、ペットボトル、小型家電製品等）の多くはリサイクルされるだけでなく、有価物として売払うほか、処理手数料が支払われる等、市の貴重な収入の一部となります。

しかし、市の指定収集業者以外の者により、資源物が無断で持ち去られる行為が後を立ちません。これは市の財産を侵害する不正行為に当たります。

福生市では、資源物を無断で持ち去ることを条例で禁止し、市内のパトロールを定期的に行っています。

《資源物を出すときのお願い》

●収集日の前日から資源物を出すことは控えてください

前日から資源物を出したままにしておくと、翌朝までの間に持ち去られることがあります。収集作業は午前8時から開始しますので、必ず当日の収集時間までに出していただくようお願いいたします。

●「意思表示」にご協力ください

単なる“廃棄物”ではなく、“行政の収集に出した資源物”という意思表示の貼紙を貼ることにより、持ち去り行為の防止につながります。

市内各種団体で行う資源回収活動の際にも、同様の意思表示をお願いします。

貼紙は、チラシの裏面等に「福生市回収」または「〇〇団体回収」と手書きしていただくか、市のホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

●資源の持ち去り行為を見かけたら情報をお寄せください

資源物を福生市と表示のない車が回収していたり収集時間（午前8時）前に回収している行為を見かけたら情報をお寄せください。皆様のご協力をお願いします。

連絡先：環境課ごみ対策係 ☎042-551-1731

《意思表示の例》



《意思表示の際にご利用ください》

キリトリセン

キリトリセン

福生市資源回収実施団体回収

(団体名)

以外

収集禁止

福生市回収

指定業者以外

収集禁止

キリトリセン

(有料)粗大ごみ、持ち込み処分をご希望の方は、 リサイクルセンターへお申込みください

一辺が50cm以上のものや、大量のごみを持ち込み処分したい場合は、事前にリサイクルセンターへお申込みください。 ☎552-1621 または 551-9150

粗大ごみ(一辺が50cm以上のもの)

※ただし、一辺が50cm未満であっても、次のものは粗大ごみとして扱います。

- 石油ストーブ、石油ファンヒーター、ガスストーブ、ガスファンヒーター
- 板切れ 厚さが10cm以上のもの(将棋盤などを含まず)
- 木の幹、木の根 直径が5cm以上のもの(丸太、白などを含まず)
- 鉄アレイ 3kgを超えるもの



持込処分 持ち込む前に、必ずリサイクルセンターへお申込みください。

持込可能日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(ただし祝日・年末年始は除きます)

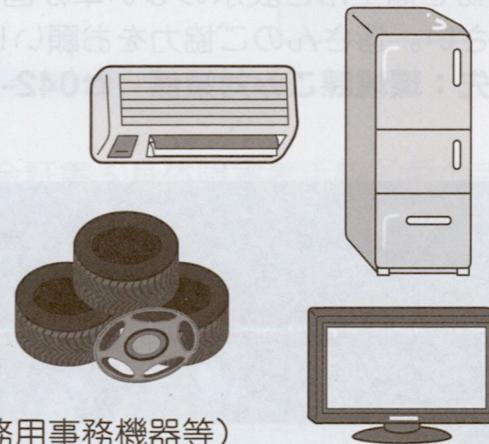
持込時間 午後1時~4時

※車で持込みいただいた場合、ごみを車から降ろしていただきますので、軍手やマスクなどを各自ご用意ください。

市では収集できないごみがあります

(1)処理困難物

- ◇自動車・バイク・船舶・ジェットスキー・スノーモービル等及びその部品
- ◇建築廃材(畳・瓦・柱・内外壁・タイル・ソーラーシステム・便器等)
- ◇廃油・油脂類(機械及び自動車廃油・塗料等)
- ◇薬品類(農薬・殺虫剤・肥料等)
- ◇農業用具(農機具・シート等)
- ◇土砂類(石・砂・コンクリート・レンガ・堆肥等)
- ◇爆発危険物(ガスボンベ・火薬等)
- ◇医療系廃棄物(注射針・感染性廃棄物等)
- ◇その他(耐火金庫・消火器・エンジン・モーター・ピアノ・ドラム缶・業務用事務機器等)



(2)家電リサイクル対象製品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)

(3)パソコンリサイクル対象製品(家庭系使用済パソコン)

(4)充電式電池(小型二次電池)

※詳細は、ごみ・リサイクルカレンダー19ページをご覧ください。

ごみは、長さ50cm未満で出してください。

50cm以上の長いひもやビニールシートが束ねたり、折りたたまれて、燃やせるごみで出されることがあります。このようなごみは、焼却施設を非常停止させる原因になります。

燃やせるごみは、ごみピットに一度集められた後、ごみを安定して燃やすため、クレーンを使って攪拌(かくはん)作業を行います。その際に折りたたまれたごみは広がって元の大きさに戻ってしまいます。

これらが焼却炉に入れられる際に、機械に詰まり焼却炉が停止するのです。

ごみ詰まりは手作業で取り除くため、施設を復旧させるまでに約8時間もかかってしまいます。

必ず切って出していただくか、切れない場合は粗大ごみで出していただくよう、みなさんのご協力をお願いします。

◇ロープ、ホース等、長いものは50cm未満に切ってください。

◇広げた状態で1辺が50cm以上のビニールシート、じゅうたん等は、粗大ごみで出してください。

※燃やせるごみで出す場合は、必ず、たてよこ50cm未満に切ってください。

◇木の枝は、長さ50cm未満、幹の太さは5cm未満のものを出してください。

※長さ50cm以上の枝木、太さ5cm以上の幹を出す場合は、リサイクルセンターへ申込みをして出してください。

枝木の詳しい出し方は、ごみ・リサイクルカレンダーの3ページをご確認ください。